

会議の公開等に関する取扱いについて

「附属機関等の会議の公開に関する要領」に基づき、仙台市が設置している審議会は公開することが原則となっております。

本日の議事は仙台市スポーツ賞の審査であり、候補者の顕彰の種類を決めるために率直な意見の交換や意思決定における中立性が必要となります。「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」第4条第2号アに規定する非公開事由に該当いたしますことから、議事「令和6年仙台市スポーツ賞について」は非公開とすることが適当と考えます。

～抜粋～

「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」

(附属機関等の運営等)

第4条 附属機関等の運営については、次の事項に留意し、適正かつ効率的にこれを行うものとする。

(1) ～略～

(2) 会議の公開・非公開は、当該附属機関等において決定すること。この場合において、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

ア 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第7条各号に掲げる情報を扱う場合

イ その他非公開とすることに相当の理由がある場合

「仙台市情報公開条例」

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) ～(5) ～略～

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの